

目次

E 8-CR-2nd-★抗告20230127.....	2
-----------------------------	---

抗告申立書兼趣意書 E8

令和 5 年 1 月 27 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 4 年 4 月 19 日に、前橋地方検察庁検察官検事の上村正を公務員職権濫用罪等で告訴(前橋地検 R4 検 611)したところ、前橋地方検察庁検察官検事の桑山薫から、令和 4 年 6 月 30 日付の不起訴処分通知書と令和 4 年 7 月 6 日付の不起訴処分理由告知書(各罪とも「罪とならず」)を郵送で受けた。

これについて、令和 4 年 7 月 4 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R4 つ 3)、令和 5 年 1 月 24 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稻田康史、落合沙紀らに棄却された。

しかしながら原決定もまた、無視できない当り前の訴えを無視した論理矛盾の塊である。

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い以上、職権行使の正当性(合理性)は常に不可欠である。

然るに、両検察官の処分にも原決定にも、訴えた嫌疑を否定した合理的根拠が、事実として全く無い。

つまり事実として、当り前の嫌疑を根拠も無く否定している。 明白な隠蔽である。

このような明白な隠蔽(職権濫用)は、通常は直ぐに摘発されてしまう故に実行不可能である。

したがって、圧倒的多数の組織力を背景とした、私への国家的な非人扱いとしか説明できない。

つまり、私への非人扱いの害意を職権行使の結果として突き付けんとするヘイトクライムである。

すなわち「特別の意図」による職権濫用に他ならない。

また、皆で見て見ぬフリをし続けることによって私に関する一切を永久に隠蔽せんとする陰謀である。

また、不起訴の理由が判らなければ再告訴もできないからその妨害効果は明白である。

かような刑事司法は、およそ概念を逸脱した代物であり、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として当然に無効である。

よって、原決定には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法 419 条に基き、抗告を申し立てる。

第 1 原決定の表示

事件番号 前橋地方裁判所 令和 4 年(つ)第 3 号

主文

本件請求を棄却する。

第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「第3 当裁判所の判断 (中略) 3 したがって、被疑者に公務員職権濫用罪が成立しないことは明らかであるから、付審判請求には理由がない。 よって、刑事訴訟法 266 条 1 号により本件請求を棄却することとし、主文のとおり決定する。」としている。

しかしながら、上記下線部分は虚偽である。 原決定こそ全く理由が無い。

原決定の根本的倒錯

要するに、★無根の不合理が焦点なのに、それを無視して結論できない。 致命的論理矛盾。

言い換えると、★正当職務行為ではない点を根拠無く無視している。

一般的にも、訴えを無視しては手続になり得ない。

①不合理を訴えているのに、形式面しか見ていない。

然るに、★合理的根拠が無ければ正当では有り得ないから、嫌疑の吟味は不可避である。

もし有るのなら告訴人に提示しなければ証拠にならない。 有る筈は無いが。

かような論理では隠蔽が全て摘発不可能になってしまうから、付審判請求の意味が無い。

②隠蔽の場合には起訴独占主義の正当性は無い。 よって当然に告訴の妨害である。

★事実として、嫌疑を否定した合理的根拠が全く無い(示さない)。

この点からも隠蔽ではないとは言えない。 隠蔽の抗弁事実が無い。

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無く、また、犯罪を告訴し身の安全を求める権利は誰にでも有る。

本申立の基礎となる権利関係は既述の通りである。 何をどのように否定したのか?

当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視すれば、いかなる犯罪も隠蔽される。

隠蔽ではないことが証明されていない。 犯罪の隠蔽は、当然に、公務員職権濫用罪である。

原決定が無視したその他の主な点

無視した点は、提出済の書面を突合すれば明白であるから、これ以上同じ適示を繰り返さない。

しかし要するに、訴えを無視している。 事実として嫌疑を否定した根拠が全く無い。 隠蔽である。

当り前の詐欺罪ないし偽計業務妨害罪である。

③★不起訴裁定主文は社会通念上の処分の類型に過ぎず、実質的な理由に当たらない。

要するに過度漠然ゆえに無効である。 既成事実化によって治癒し得ない代物である。

★訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?事実として誰にも判らない。 この点に認否せよ!

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。

以上